

九戸村農林業振興対策（緩衝帯整備）事業実施要領

制定 令和 8 年 4 月 1 日

（趣旨）

第1 適正な森林整備により、鳥獣による農作物被害の防止を図ることを目的とし、村長が適当と認める者が九戸村緩衝帯整備事業（以下「事業」という。）を行う場合に予算の範囲内で補助金を交付する。

これを実施するにあたっては、九戸村補助金交付規則（昭和35年規則第2号）及び当該年度毎に制定する九戸村農林業振興対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施する。

（事業の内容）

第2 この事業は、森林と集落の間に設ける緩衝帯の整備に対し、村が補助金を交付する。

2 補助対象及び補助額については別表に定める。

（事業実施主体）

第3 この事業の事業実施主体の対象は、村内に住所を有する個人及び団体とする。

（交付の申請）

第4 補助金の交付を受けようとする者は、九戸村農林業振興対策（緩衝帯整備）事業交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（1）事業（変更・中止・廃止）計画（実績）書（様式第2号）

（2）収支（変更）予算（精算）書（様式第3号）

（3）その他村長が必要と認める書類

（事業の変更等）

第5 事業実施主体は、次に掲げる変更をしようとするときは、村長に対し、九戸村補助金交付規則第6条の規定による書類を提出し、承認を受けるものとする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）事業に要する経費の30パーセントを超える増減

（3）事業の内容の変更

（帳簿等の整備保管等）

第6 事業主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保管期間は、事業の完了後5年間とする。

2 村長は、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

対象作業	補助額	対象地・要件
<ul style="list-style-type: none">・ 藪や低木の刈払い・ 除伐・ 間伐	1ヘクタール当たり 250,000円	<ul style="list-style-type: none">・ 集落に隣接する森林（林縁部から概ね30メートル以内）・ 上記と一体的に整備する土地・ 土地所有者の同意を得ること
<ul style="list-style-type: none">・ 放任果樹の伐採及び果実の除去	1本当たり5,000円	